

令和 8 年 9 月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査に関する資料①

目 次

ページ

地方独立行政法人長崎市立病院機構の構造改革プランの進捗状況について

1	長崎市立病院機構への運営費負担金について・・・・・・・・・・・・・・・・	2～5
---	--------------------------------------	-----

市民健康部
令和 8 年 9 月

1 長崎市立病院機構への運営費負担金について

R8. 2月当初予算資料より一部抜粋

予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
186～187	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生 総務費	10-2	地方独立行政法人 長崎市立病院機構費 運営費負担金	千円 989,541

1 概 要

地方独立行政法人法第85条第1項の規定により、その性質上、法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等について、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じ、設立団体である長崎市が負担するもの。

2 事業内容

(1) 不採算経費

区 分	金 額 (千円)	備 考
救急医療	447,024	救急医療体制の確保に必要な経費
医師等の研究研修	11,000	医師、看護師等の研究研修に要する経費の1/2
結核医療	28,262	結核病床（13床）の確保に要する経費
感染症医療	25,506	感染症病床（6床）の確保に要する経費
小児医療	25,157	小児病床（16床）の確保に要する経費
周産期医療	53,489	周産期医療に供する病床の確保に要する経費 ・ NICU（新生児特定集中治療室）（9床） ・ GCU（新生児治療回復室）（6床）
院内保育所	24,333	病院内保育所の運営に要する経費
小 計	614,771	

(2) 建設改良費

区 分	金 額 (千円)	備 考
地方独立行政法人移行前 地方債元金償還分	37,337	地方独立行政法人移行前の企業債元利償還金の1/2
地方独立行政法人移行前 地方債利子償還分	10,810	
地方独立行政法人移行後 地方債元金償還分	306,780	地方独立行政法人移行後の企業債元利償還金の1/2
地方独立行政法人移行後 地方債利子償還分	19,843	
小 計	374,770	

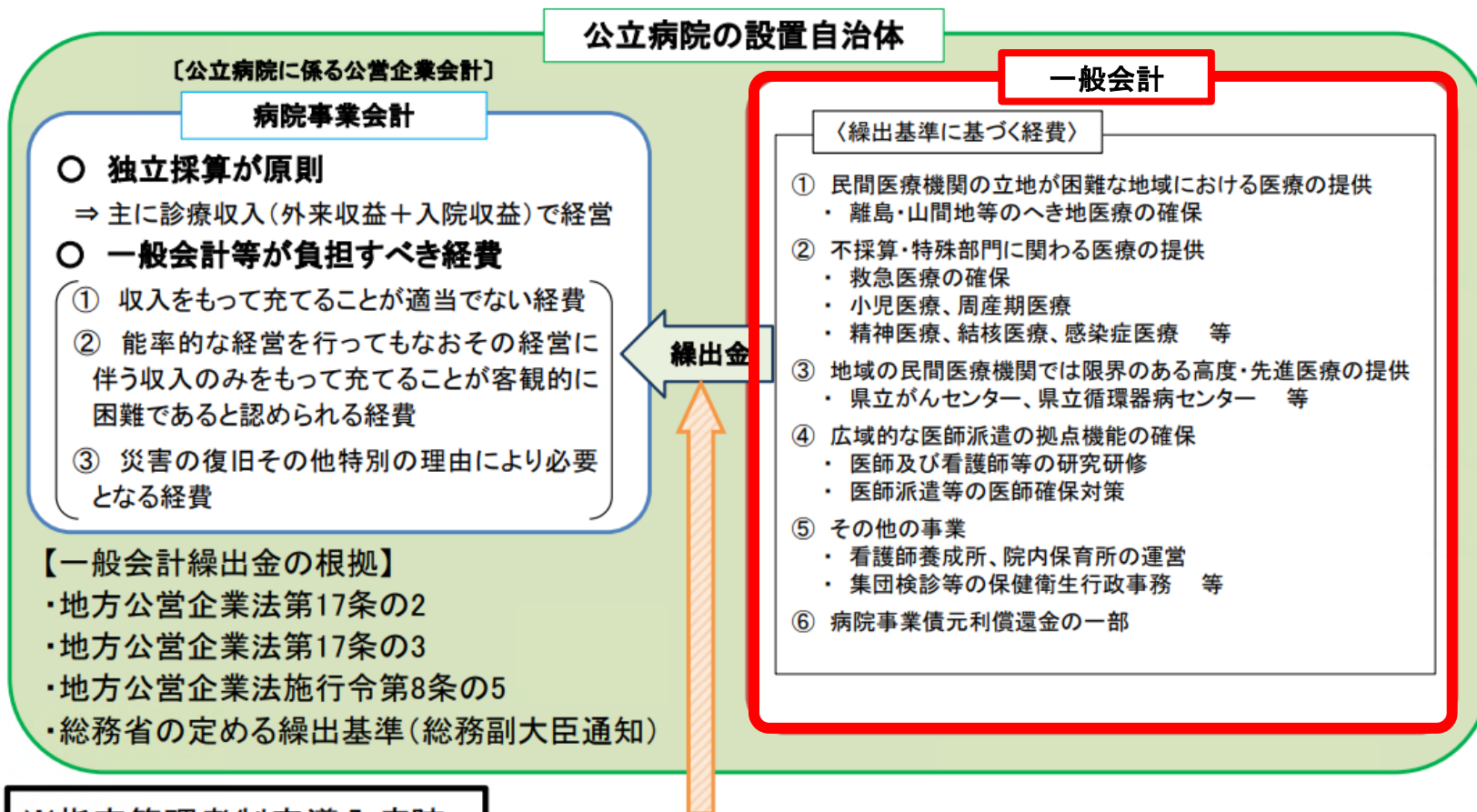
(3) 運営費負担金合計

(1) 不採算経費 (614,771千円) + (2) 建設改良費 (374,770千円) = 989,541千円

※ 上記に対して普通交付税基準財政需要額及び特別交付税算定基礎額として計算される額が交付税措置される。

なお、令和6年度は不採算経費に対して 684,020千円、建設改良費に対して 187,385千円、計871,405千円となっている。

病院事業に対する一般会計の負担（一般会計繰出金）



※指定管理者制度導入病院・地方独立行政法人設置病院
の場合も同等の措置。

地方交付税で措置

※ 経費の性格に応じて、普通交付税または特別交付税により措置。

(参考 2) 長崎市立病院機構への運営費負担金に対する主な地方交付税措置の概要について

(1) 普通交付税（令和 6 年度）

（出典）病院事業の地方財政措置より一部抜粋
（令和 7 年 4 月 総務省自治財政局準公営企業室）

区分	算定額
病床割	720千円×施設全体の最大使用病床数
救急告示病院分	1,697千円×救急病床数＋32,900千円
事業割	病院事業債の元利償還金の25％ （元利償還金の1／2について、一般会計から繰出）

※基準財政需要額として算入

(2) 特別交付税（令和 6 年度）

区分	令和 6 年度単価
結核病床（1床当たり）	2,210千円
周産期医療病床 （1床当たり）	第 1 種 6,594千円
	第 3 種 3,485千円
小児医療病床（1床当たり）	1,599千円
感染症病床（1床当たり）	4,251千円
救命救急センター	182,102千円

※上記項目に応じて算定した合算額又は上記項目に対応する繰出見込額の合計額に0.8を乗じて得た額のうちいずれか少ない額を措置。

※単価については、毎年度改定が行われている。